

## 「京都市景観政策検討委員会」第2回委員会 議事録

開催日時	令和7年9月24日(火) 午後6時～8時5分
開催場所	京都市役所 分庁舎 4階 第4・5会議室
出席者 (委員は、五十音順、敬称略)	委員長 門内 輝行 (大阪芸術大学教授、京都大学名誉教授) 委員 嘉名 光市 (大阪公立大学大学院教授) " 河島 伸子 (同志社大学教授) ※オンライン、途中退席 " 木岡 伸夫 (関西大学名誉教授) " 小原 亜紗子 (市民公募委員) " 金野 千恵 (京都工芸繊維大学特任教授、teco 株式会社 代表取締役) " 榊原 真歩 (市民公募委員) " 清水 重敦 (京都工芸繊維大学教授) " 谷口 みゆき (京都橘大学准教授) " 内藤 郁子 (特定非営利法人京都景観フォーラム理事) " 平尾 和洋 (立命館大学教授、平尾アトリエ主宰) " 深町 加津枝 (京都大学大学院准教授) " 宮城 俊作 (Harvard University Graduate School of Design 客員教授、 設計組織 PLACEMEDIA ファウンディングフェロー、宗教 法人平等院 代表役員) ※オンライン " 山口 敬太 (京都大学大学院准教授) " 吉江 俊 (東京大学大学院講師) ※オンライン
欠席者等	途中退席1名
充足率	委員15名中15名出席(開始時刻時点)
事務局	都市計画局長 篠 哲也 都市計画局 建築技術・景観担当局長 文山 達昭 都市計画局 都市景観部長 岡田 圭司 都市計画局 都市景観部 景観政策課長 寺谷 淳 都市計画局 都市景観部 景観政策課歴史的景観保全担当課長 伊藤 真嗣 都市計画局 都市景観部 景観政策課都市デザイン担当課長 関岡 孝繕 都市計画局 都市景観部 景観政策課企画係長 高橋 諒 都市計画局 都市景観部 景観政策課歴史的景観保全担当係長 横川 祥一 都市計画局 都市景観部 景観政策課都市デザイン第一係長 小林 英治 都市計画局 都市景観部 景観政策課都市デザイン第二係長 鈴木 美和子 都市計画局 都市景観部 風致保全課長 橋本 操
会議の公開・ 非公開	公開 (傍聴者4名、報道関係者3社)
議題	京都市景観計画における基本方針について
資料	資料1 説明資料 資料2 施策展開状況

議事の経過	
発言者	発言内容
事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回京都市景観政策検討委員会を始めさせていただきます。本日は皆さん大変お忙しい中、御予定を調整いただきまして、御出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>続きまして、会議の公開非公開についてでございますが、本日の委員会は、個人のプライバシー情報や公開することで事業者の競争上または事業活動上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるという情報が含まれてございませんので、京都市市民参加推進条例に基づき公開とさせていただきます。この点につきまして皆様御異議等ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは傍聴者、報道関係者の方に入室していただきます。よろしくお願いします。どうぞ御入室ください。</p> <p>御審議に入っていただきます前に、本委員会の成立について御報告をさせていただきます。本日は15名の委員、全員の皆様に御出席をいただいております。したがいまして京都市景観政策検討委員会規則第3条第3項に規定する定足数の過半数を満たしておりますので、本日の委員会が有効に成立しているということを御報告させていただきます。</p> <p>続きまして本日の議題について確認をさせていただきます。本日の議題は次第の上段に示しておりますとおり、京都市景観計画における基本方針についてということになります。</p> <p>それではここからの議事の進行につきましては門内委員長にお願いしたいと思います。委員長どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
門内委員長	はい。皆様、遅い時間にありがとうございます。それでは本日の議事を進めさせていただきます。まず議事1「はじめに」、及び議事2「基本方針と近年のトピックス」について事務局から資料の説明をお願いいたします。
事務局	(資料説明)
門内委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>参考資料に「京都市景観計画より抜粋」という資料があります。御存知のように「景観計画」は、「景観法」に基づいて作られたもので、より良き景観というのは法律で一律に決められないので、各地域で相談してきちんと計画をつくってくださいということになっていて、それに応えて京都市が作成したものが「京都市景観計画」というものになります。京都市景観計画の全体計画の中の基本方針として書いてある1番の「時を超えて輝く京都の景観づくりの推進」という項目に5つの方針が記載されており、それに基づいて新景観政策を展開してきたのですが、それがこれまでの20年近くの経過となります。その間に社会的情勢が色々と変化しています。例えば、地球環境の温暖化であったり、地域紛争が起こったり、コロナ禍が生じたり、経済の仕組みもイノベーションが求められるようになったりしています。そういった変化への対応がこの5つの方針のもとで展開できるのか、あるいは、もう少し別の大きな柱を立てる必要があるのか、を議論していただければと考えています。市としては、5つの方針で色々な動きについても整理できるのではないかということで本日資料を提示していただいている。現状のもの</p>

	<p>でもいけるかも知れませんし、もう少し重みづけをする必要があるかも知れません。例えば自然は非常に大切なことで、自然や生命をもっと基本的な軸に位置づけるなど、そのような重みづけの問題も含めて、この5つの方針の展開の方向性を検討することなどです。5つの方針を軸に、別の観点の可能性も含めて、議論していただきたいと思います。本日議論していただきたいことはそのような文脈になっています。</p> <p>その他に、景観計画の中では、2番に「市民等の自発的な活動や協働による良好な景観形成の推進」、3番に「総合的な景観形成の推進」、さらに4番に「進化する景観政策」という三つの論点が加えられているので、それらについても議論をしてほしいと考えています。お手元の資料でいうと11ページに検討方法というものがあり、基本方針の1～4と記載がありますが、それらについて近年のトピックも踏まえた検討や、さらに施策の展開状況から見た検討も行うということですので、2～4についても御意見をいただきたい項目として、本日の議題に加えている次第です。</p> <p>私は2007年の新景観政策のときに、この「時を超える輝く京都の景観づくりの推進」の5つの方針を立てた時の最終答申の起草委員会の委員を務めておりました。委員会は5人程度が務めており、その委員の多くがお亡くなりになられていることもあります。私はその現場にいたということもあり、5つの方針をめぐって、なぜこのような議論の流れになっているのかを補足的に説明させていただきました。</p> <p>さて、そういうことで、5つの方針をメインにしながら御意見や御提案などをいただければと思いますがいかがでしょうか。</p>
木岡委員	<p>事務局から事前説明をしていただいた折に、この5つの方針というのがおよそ維持される見通しで、それを変えたり、何かつけ加えるような考えはこちらにはないという意味のことをおっしゃったかと記憶しています。私の受け取り方が合っているのか分かりませんが、その確認の意味も込めて申し上げます。</p> <p>私はこの5つの方針についても見直す必要があると感じます。しかしそういうことができるのかどうか、この場でそういう問題提起をさせていただけのかどうかについてお尋ねしたいと思います</p>
門内委員長	していただいて結構だと思います。
木岡委員	<p>はい。先程の委員長のお話では、新景観政策の方針決定メンバーのお一人であったということでした。ということは、この5つの方針の文案、原案というものを、委員長は御存知といいますか、その作成に立ち会われたということだと思います。これについての文句をつけるというのは、大変僭越な言い方なのですが、何か言わせてもらうとすればどなたに言えるのかというのが初めは分からなかったのですが、おそらく委員長にこれを呈するのがよろしいかと思い、言わせていただきます。</p> <p>失礼ながら、この5つは非常にスマートな法案で、さっと読んでいる分には何の引っ掛かりもないのです。ところが、私のように風景という問題にこだわってきた人間からしますと、少し違和感を感じる表現です。これはどういうことなのだと突ついてみたくなる表現がこの中にあります。2番目の「伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成」というところですが、非常に緊張的な要素をはらむキーワードといいますか、概念が入っています。伝統文化の継承、それから新たな創造、この二つですね。これ</p>

	<p>はおそらく 1 の地の文章の中にある「保全・再生・創造を基本として」というところを取っているのだと思います。</p> <p>この保全・再生・創造という三つ組のキーワードは他の箇所にも随所に出てきます。これがもとになって、おそらくこの 2 番の文案が考えられていると思います。</p> <p>私はこの三つそれぞれの関係を知りません。どういう考え方でこの三つを並べられたのか知りませんが、例えば保全と創造というのは、言葉としてはかなり対立的、緊張的な関係だと思います。例えば京町家の保全という場合に、それと京町家の創造ということが、同時に両立する話ではないと思うわけです。つまり創造という言葉は、普通の常識的な言い方に変えれば開発だと思うのです。これが違っていれば教えていただきたいのですが、私は都市計画やまちづくりについて学生に言う場合には、保存・保全・開発と、この 3 つが必要な要件だという言い方をしています。創造ということは非常に耳ざわりはいいけれども、都市景観に関して創造というのは開発ではないのかと思われるわけです。そうしますと、同一のセンテンスの中に、保全に当たると思われる「伝統文化の継承」と、「新たな景観の創造」が両立するというのは、どういう根拠でこのよう言われているのか、そこをお尋ねしたいと思います。</p>
門内委員長	<p>実はこの言葉は起草委員会で新たに作った言葉ではありません。この「保全・再生・創造」という言葉は、1990 年頃から京都市の中で十数年間、非常に長きにわたってずっともまれてきた概念です。そういう意味ではこの委員会で新たに作った言葉というよりは、もともと京都市においてその保全・再生・創造という 3 つ組を使ってきたというのがますあります。</p> <p>また、その「創造」に関しては、例えば町家についても、古い町家を保全するということはもちろんありますが、その途中の段階で例えば現代の町家というものをつくるといった試みなどもあります。例えば京都市の町家というのは非常によくできていて、通り庭があつて、街区を形成しており、奥庭があつて、街区全体でマイクロクライメイトを創出していく仕掛けが組み込まれています。そういう気候の制御を現代のテクノロジーを使って作るという試みもあります。かつて京都大学の巽和夫先生のグループが「町家型集合住宅」を構想するといった色々な試みもあります。そういう意味では古い町家をそのまま保全するということも大切だけれども、現代の新しい町家を作っていくことも必要なのではないかという考えがあります。全く保全と開発が対立するよりも、保全・再生を踏まえて創造が生まれるというくらいの意味で考えていただければ幸いです。新しい創造をしなければ伝統は形成されないという考え方方が京都市の中にはあると思います。保全・再生・創造の概念に関する議論については、さらに深い議論が必要であると考えていますので、今の御意見は、その辺りの概念をきちんと見直すところから始めるべきだということを御提案いただいたということかと思います。</p>
木岡委員	提案というふうにとっていただけたのでしたらそれで結構です。
門内委員長	創造という概念は多義的ですが、非常に深い意味があると考えています。最近は色々な分野で創造に関する研究が行われていますので、今はその 3 つ組の概念がそのままで良いのかどうかを含めて、重要な論点として検討すべきだという御提案をいただいたということで受け取させていただきます。ま

	た改めてそれについて議論する場があればと思っておりますのでよろしくお願いします。他にいかがでしょうか。
平尾委員	木岡委員の御指摘のところで、私の記憶が正しければ、90年代、例えば京都駅の高さの問題や京都ホテルの問題のときには、保存か開発か、この2極の議論だったと思います。市民の議論もそうでした。それが30年経つて、この保全や創造という言葉に少しずつ大きくなってきました。例えば今の議論で言うと、創造という言葉は、先程おっしゃったように、建築等の専門外でしたら言葉のところにこだわられる部分もあるかと思いますが、一方で、保存や保全と創造は何が違うのか。その辺りの質問に関しては、一度少し事務局から示してもらえると良いのではないかと思います。例えば町家ですと、完全に復元された、もしくは保存されているものに対して、HIRAMATSUのように新築されたものがありますよね。あれは完全に創造だと思います。復元的創造というかもしれません。その辺りについて、例えば三つくらい写真を示していただき、創造というのはこういうことを言うのではないか、完全に古いものを残すという保存ではなく、新しいけれども古いもののイメージを持ちながら新しい建築を作っていくということが行われているといったことを示してもらえると分かりやすいのではないかと思いました。
門内委員長	木岡委員はおそらく耳障りの良い言葉の中に本質が隠されてしまうのではないかという御指摘をされたのだと私は理解しています。本当の意味で京都の新しい創造とは何なのかというのを問い合わせていくことは非常に大切なことですし、京都はこれまでにも色々な分野でそういうことを結構やってきたと思います。その辺りの概念については、清水委員からコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。
清水委員	全くおっしゃる通りで、難しい問題ではありますが、今京都の中で開発を止めようというのは全くもって無理な話だと思っております。そのときに京都という場所であれば、全てその開発はこの京都の文脈に参加せよと私は常々思っています。 開発だったり創造という言葉であっても、京都の文脈の中に参加するということは、保全や再生ということと連続するものだと私は考えています。この二つが対比するというのは、先程90年代からしかその議論がでなかつたというお話をありがとうございましたが、私の認識では70年代におおよそそのような議論が起こってきて、もうこの二つが対立軸ではないということは、建築分野や景観の分野など、風景のところではなくもう少し物理的な景観分野では、そういう議論が今は行われているのではないかと感じます。連続するものとして考えるというのはいかがでしょうか。
木岡委員	私の言葉で言いますと、保存・保全・開発というのは、違うという意味ではないのです。私はその3つともが成立すべきテーマだと考えている人間です。 ただそれを何で持って、それぞれ必要なのかというコンセプトが必要で、それは哲学の問題かと思っています。私はそれを考えるのにかなりの暇がかかりました。建築の分野では、保存や保全、開発というのは何も矛盾するものではなく連続的に捉えて良いのだというお話があり、その分野のことはあまり自信がありませんが、普通に考えると、例えば今までなかったものを作ることが創造で、今まであったものをそのまま守ることが保存あるいは保全

	<p>だというのが常識だと思います。どっちも必要だという論理を、私は考えます。そういう発想がないと、連続的だからそれで通る話だということでは納得できません。私が考えている論理というのは、人間が生きている上で必要な場所というものがあります。その場所というのは、例えば自分が今住み着いている、そういう土地も場所です。また、自分は住んでいないからそこを訪れることによって意味を読み取ることができるというのも、場所です。都市には場所性が必要です。その場所というものを、いわば昔からのそういう記憶の形として守っていこうという発想だと、保存あるいは保全になります。しかしそういう場所が失われたときに、例えば更地を想像していただいたらしくすると、その場所の意味というのは消えているわけです。その意味を作り出す行為が創造と言いますか、開発の意味だと、こういう形で私は授業などでは説明してきました。そのため、3つのコンセプトは違うのですが、どういう意味においてそれらが両立するかということについては、はっきりとした理念が必要だと思います。これは、何となく予定調和的に新しいものも古いものも生かすといった言い方では、少し納得がいかないのではないかどうかと、私は引っかかるものがあったので文句を言わせていただいた次第です。</p>
谷口委員	<p>若輩者が口を挟むことになって申し訳ないのですが、確かに木岡委員のおっしゃるように、私の専門の経済学の中では、ヨーゼフ・シュンペーターという有名な経済学者がおりまして、「創造的破壊」という概念を唱えていました。おっしゃるとおり創造というのは、これまでのものを破壊するということを伴うもので、調和という言葉がしっくりこないというのはよく分かります。おそらくこの2に書かれた内容を木岡委員が納得されるような形で表現を変えるなら、伝統文化の継承と新たな創造、それをうまく織り合わせて両方とも取り入れていきましょうという意味合いなのではないかと私自身は解釈しております。</p>
門内委員長	<p>いずれにしても重要な論点で、創造という綺麗な言葉の中に本当は違う概念が入り込んだりしてしまったりするので、その辺りをきちんとしましょうという御提案をいただいたということで改めて議論を深めていきたいと思います。別の点でも構いませんので、その他にいかがでしょうか。</p>
嘉名委員	<p>この5つの論点自体は、京都の景観を取り巻く色々な要素を網羅している印象はあります。というのは、スケール感であるとか、領域、対象のようなものの違いであるとか、また、おそらく1から5で、時間軸もかなり違うかなと思っていまして、そういう多様なものを扱わないと景観というのが成り立たないということを理念として掲げているという意味においては、良いかと思っています。</p> <p>その一方で、具体的な手順のようなことや、今議論になったことも少し関係するかもしれません、やはり分野によって言葉が違うといったことは確かにあって、例えば環境だと保全と創造という言葉をよく使います。二項対立的に言うときの言葉の使い方がジャンルごとに違っていて、その辺りが専門がどこに寄っているかによって少し解釈が違ってしまうというのも、改めて分かったなという気もしています。例えば、あまりこの話は深く突っ込むものではないかもしませんが、なるほどなと思って見てきたのは、(2)には保存という言葉が出てこなく、保全・再生と書いてあります。保存はなぜ入っていないのかというと、保存については保存するのでいじらないか</p>

	<p>ら、そこはあえて扱わないのがよろしいということなのか、その辺りも色々と深い意味がありそうだと思いながら読んでいました。</p> <p>話を戻しますと、これだけ広いスケール、広い対象、広い時間軸を扱おうとするときに、我々が持っている道具というのが景観計画だとすると、そこのギャップが非常に難しいなと改めて思いました。前回も少し申し上げましたが、おそらく多くの市町の景観計画、あるいは景観行政というのは、建築指導をベースにしているところがかなりあります。あるいは自然系でいうと風致の指導ですね。その辺りがベースになっているところがあるので、そこからこの大きな理念にどうフィットさせるかというようなところの技術的な課題がありそうだと感じます。つまり建築指導だけではとても無理で、それをどう拡張させていくのかを考えるというのは大きな方法かなと思います。例えば景観法の枠組みでいえば、景観整備機構や協定、協議会、重要な公共施設など、おそらく京都市さんがまだあまり使っていないツールもあって、その辺りをうまく入れていくというのは一つのアイディアかもしれないなと思っています。</p> <p>また、これは進化する景観政策というところに関連することかもしれません、景観行政が約20年経ち、元々の京都の景観の地が持っている、図と地でいう地の部分をしっかりと受け継いでいこうということでやってこられましたが、町家などが代表例ですが、だいぶ滅失したもの、それから建て替わったものがあり、建て替わったものは、新しいルールに適合して作られていくので、それはネオ町家と呼んでもいいかもしれません、そうすると実は地と言っていたものが、元々の地とはずいぶん変わってきていて、地模様と言いますか、新しい地になってきています。そうなってくると、新しい地を合わせたルールのあり方のようなことをもう一度考えないといけないといったところがあるだろうと思います。先程の事務局の説明の中には、広島などが市全体の協議会のようなものを実施中だという話がありましたが、例えば札幌も同じようなことをやっています。また、タッチが全く異なるもので言いますと、神戸市では都心でデザインコードというものを作っており、ガイドラインと言いますかルールみたいなものになりますが、そのコードにより整えようとしているような方法もあり、色々なやり方が現実にはあるかと思っています。そのときにやはり京都に一番ふさわしい方法、あるいは京都といつても場所によって特性が違うので、それに合わせてどういう方法をとるのかということを非常にきめ細やかに考えないといけないなと思っています。</p>
門内委員長	<p>京都の景観行政は、基本的には、規則を作って「これに従いなさい」という形の「規制」があり、その対局に「非常に頑張っているので特例として認定する」というものがあり、その中間に曖昧な段階として「裁量」があります。その裁量の段階を支援する仕組みとして、具体的な案件についてアドバイザーに相談できる「京都市優良デザイン促進制度」があります。私は優良デザイン相談会のアドバイザーとして実際に活動しているのですが、具体的なデザインに即して、保全・再生をどうやっていくのか、そこに新しい創造をどのように加えていくのかといった論点について、設計者、行政などを交えて、対話形式で議論を行っています。</p> <p>例えば庇を作るときに、規制に則った形態を守らなければならないという形でやると、昔の形はそのまま残りますが、伝統的な機能・意味を新しい形</p>

	<p>で実現する庇を作るということも、建築的には可能です。そういう発明をしていくことで、形は違っていても、居心地のいい空間を作る、風が抜けていくようにする、といった良いデザインが生まれるわけで、そういうものも特例として認めていきます。そういうことはなかなかルールとして書くことができません。そのため、具体的なデザインを作ってきてもらい、議論をしながら少しづつ変えていくと、ある時にがらりと様相が変わって、ぴったりと合ってきたりすることもあります。そういうことを10年以上やってきたのですが、その中で、形態規則だけでなく、意味や機能の規則を大事にして、新しい建築の言葉を作る試みをずっとやってきています。南禅寺の界隈では、建物の形態は90度の直交系でなければならず、円弧で建物を作ることができないという規則があります。しかし、場所や物によっては円弧でも綺麗にいくところもあります。具体的な場所に即して、「ここはこうだからこれで良いのではないか」といった議論をずっとしていると、必ずしも規則に従わないものでも、京都になじんでうまくいくことも少なくありません。これまでには、多くの場合、古いものや古いデザイン基準を守るかたちでやってきたのですが、状況によっては、新しいものを作らないとできないこともあります。そういうことをトライアンドエラーでやる裁量の領域が中間段階にあります。その辺りが窓口の業務でも結構大変なところだと思います。このような実際的なところも含めながら、原理的なところとすり合わせて具体的に考えていくべきなと思っています。</p>
平尾委員	<p>今のお話について逆に御提案したいと言いますか、木岡委員がおっしゃったように、この保全・再生・創造という概念についてちょっと違和感があるということで、それに対して保存と開発という、5つのワードが現在あるわけです。保存というのは基本的には文化行政や文化財の「そのまま残しましょう」というもので、開発は先程の創造的破壊というお話や、清水委員がおっしゃったお話、例えば60年代にパリではラゾワと言いまして、髪を剃つて更地にして、そこに何か作るというもの。これは完全に開発だと思います。一切過去なんて忘れてしました。しかし彼らは60年代をとおして大反省し、もうやめようという話に切り替えました。そういう意味でいうと、開発もこれからゼロではないと思います。もしかすると京都駅もよく考えれば開発だった。その辺りについて、今ますベースとしては3つありますが、保存という、要するに文化財的保存をベースとしたものが一つ。前回の議論でいうとオーセンティシティに絡むわけですが、それともう一つはやはり創造と言いながら完全にラゾワになってしまうというパターンもあり得ます。これが一番難しくて、どういうふうに新しいものを作っていくか。</p>
門内委員長	<p>本日の委員会の全体のスケジュールのこともあるので、この議論だけをやるわけにはいかないのでですが、関連することを少し述べさせていただきます。日本建築学会の『建築雑誌』で船越徹先生が編集委員長をされていて、私が幹事を務めていたときに、保存関係の概念をめぐる特集号を組んだことがあります（『建築雑誌』1993年9月号、特集：保存・修復・復元のフィロソフィー）。保全や再生、創造などは、イタリアやフランスなど外国語でも色々な言葉があり、それぞれに微妙な違いがあります。陣内秀信さんもイタリア語の概念を紹介されていました。先ほどの保存、再生、創造といった3つの原理で全て説明がうまくつけばいいのですが、様々な議論があつて面白い領域であり、深めていかなければならない課題だと思います。最近の「特</p>

	区」の制度では、都市計画提案制度があり、作る側が新しくルールを提案できるようになっているわけですね。そういう時代の中で、もう一度、保存・再生・創造というところをきちんと整理していくというのは非常に大切なことだと思っています。金野委員、その辺りに関連して何かございますか。
金野委員	今のトピックについて色々とまだお聞きしたいこともありつつなのですが、私が京都に通い始めて5年目というところで、まだまだ本当に門外漢で勉強しなければならないことがたくさんあるのですが、この基本方針の5つを見たときに、正直驚いたのが1の(4)の項目で、観光産業等に含めた投資の増大を見据えていくというところについて、京都の景観づくりは何年くらいのスパンを目標に考えているのかが気になりました。10年、20年というスパンで言えば必要なことかもしれません、この(1)で掲げているような盆地景ですか、一番上に書かれているような1200年の歴史の中での景観といったことを考えたときに、この1の(4)のトピックというのが同じ重みづけで本当に良いことなのか、そもそもどれくらいの時代に議論が始まって、残ってきたトピックなのか、あるいは今後20年、50年、100年これを持続していくつもりでここに掲げるのかという意味で、京都らしさのイメージと少し違うように感じたので、この辺りの根拠といいますか、何年くらいを見据えた景観の計画を立てていくのかをお伺いしたいです。
門内委員長	その辺りは、活力を生み出す経済の問題が絡んでいます。経済をどういうふうに考えていくのかという問題、すなわち大量生産・大量消費型の経済で考えるのか、クリエイティブ産業を基盤とする経済で考えるのかといった問題があると思います。これは文化と経済の関係にも関連してくると思いますし、1の(4)の問題は、おそらく、活力とは何か、経済の発展とは何か、あるいは文化がむしろ経済を牽引するような新しい経済のあり方もあるのではないか、といった話になると思います。実は当時既にクリエイティブシティという概念が出てきていました。例えばこの問題に詳しい佐々木雅幸さんからは、協働してやる仕事の仕方を「オペラ」と呼ぶといった話なども伺っていました。この辺りは新しい経済の姿を探す必要があるのではないか、文化と経済は決して矛盾するものではないのではないか、という問題意識があつたと思います。この辺りについて河島委員の方から、特に1の(4)についてコメントをいただけたと嬉しいのですが、いかがでしょうか。
河島委員	ありがとうございます。今、委員長がおっしゃったとおりの内容でして、文化を守るとか文化だけに集中するのではなく、文化と経済というのを対立的に考えず、文化があるから経済も実は発展していくという、そういう新しい経済のあり方、新しい社会のあり方というのを考えるのが文化経済学の仕事ですし、クリエイティブシティ創造都市論というのはまさにそこに立脚していますので、若干違和感を持たれたというお話を伺うと、そういうふうに感じられる方もいらっしゃるのかなということはあるのですが、私達文化経済学ではもう本当にこれを基本に考えています。文化が経済のお荷物だけれども仕方ない、やはり大事だから守ってあげようという、そういう固定化したものとして考えるのではなく、もっとダイナミックに新たな時代を作っていく新たな経済のあり方というのを牽引していくのが文化であるということが、この基本方針1の(4)においては、もう少し言葉の使い方等は工夫の必要

	<p>があるかとは思いましたが、内容はここの論点の案ということで考え出していただいていることで結構だと思っております。</p> <p>今ちょうど機会をいただいたので、他のところについて、申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>基本方針1の(1)について、盆地景を基本に自然と共生する景観形成と書いてあるのですが、少し生易しいと言いますか、共生するとか言っている場合ではないような気がしています。私は専門性はないのですが、もう一步踏み込んで、下の方には生物多様性・防災減災・気候変動への対応が必要といったことも書いてありますし、事例としてグリーンインフラや、気候変動の問題というようなことで色々と非常に踏み込んだことが挙げられていて、より幅広く、緑の維持であったり自然をより豊かにすることで、都市部の生活を豊かにしていきましょうというような、それが最近のトピックスだということで例示はされていますので、それをもっと反映させた言葉遣いが必要になってきているのかなと思います。自然と共生するというと、いかにももう自然が十分あってそれを大事にしていきましょうというような、そういうニュアンスで読んでしまうのですが、もうそんなことを言っている場合ではなく、今年の夏もまた一番暑かったということが言われていて、もうウェルビーニングが下がっていますので、そこも見据えて、1の(1)の書き方についてはもう少し踏み込んでいただいたら良いのではないかと思いました。</p>
門内委員長	<p>ありがとうございます。活力との関係で言うと、エコロジーとエコノミーの関係が注目されています。特に最近は、自然生態系の問題だけでなく、ビジネス生態系の問題にも関心が集まっています。多様なものが相互に関連しながら発展していくような新しい経済のあり方ですね。どちらもエコシステムと呼ばれるようになっています。京都では、自然生態系の問題と新しい経済の問題とを一緒に考えていくことも大切だと考えています。吉江委員が「迂回する経済」という本を書かれていますが、エコシステムに関連して何か御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
吉江委員	<p>ここで「迂回する経済」の話をするのは少し難しいなとは思うのですが、迂回する経済の話はかなり慎重で、コンサマトリーとインストゥルメンタルという社会学の概念を使います。例えばお祭りをしていたとして、祭りが観光資源になるというように捉えると、道具的なインストゥルメンタルになります。ただ、別に観光資源になるためにお祭りをやってきたわけではないし、あるいはコミュニティが例えば防災のときに役立つなど、色々なことで助け合い、共助のことになるというように考えれば、道具的にコミュニティを捉えるわけですが、コミュニティというものそのものはそもそもそのまま存在していたものですよね。</p> <p>いずれにせよ都市計画は、基本的にはインストゥルメンタルな説明をしないと成立しない学問です。なぜかというと税金を使うからです。それが先程までの議論で、おそらく都市計画という分野の特殊性で、他分野からすると少し気になるところはあると思うのですが、とはいっても私達としてはインストゥルメンタルなことだけに興味があるわけではなく、どうやってコンサマトリーなものをインストゥルメンタルの説明によって守ることができるかと言いますか、結局は私達の課題だと思います。それをどうやっていくかというときに、民間企業がたくさん出てきている時代ですので、ジェイン・ジェイコブスという都市計画家は、昔、モーゼスに対抗するために、ミックスをす</p>

ると治安が良くなると説明をしましたが、あれは当時主婦層などを味方につけることと、それからモーゼスも治安維持のためにスクラップアンドビルドすると言っていたので、それにぶつけるロジックだったのですが、つまりヒューマンスケールとか、あるいは古いものと新しいものが両方とも残っていないといけないとか、そういうことを治安と結び付けたのが彼女の非常に戦略的な部分だったと思います。私の場合はその民間に何とかぶつけたいので、これも利益になるんだということを伝えて、いろんなものを守っていくようなロジックを作っていくうというのが迂回する経済という考え方でした。

それはそれとして、景観に関しては、私も事前にこれを拝見させていただいたときに、基本方針が1、2、3、4というように大きくあります、その中の基本方針1の中に、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)というのがまたあるというこのですが、全体の構造が少し腑に落ちないところがあります。大きな話で、(1)～(5)どころか基本方針の1～4をいじってしまうような言い方になってしまいますが、例えば「総合的な景観形成の推進」という、景観形成のやり方のようなことは方針3に入っているはずなのですが、方針1の中の(5)「行政・市民・事業者のパートナーシップによる景観形成」は方法に踏み込んでいますよね。入れ子状になっていると言いますか、構造が難しいなと感じます。

あえて整理すると、目指すべき景観の質についての議論なのか、それとも、景観づくりの進め方についての議論なのか、あるいは景観と市民や市民生活の話なのか、あるいは、もっと将来的なことも含めて長い時間又は非常に広い空間スケールを展望するようなものなのか、というおおよそ4つくらいに分けられると思います。

この(1)～(5)に関しては、実はそれがバラバラになっていて、基本方針1～4との関係が少し見えにくくなっているなと思いました。今の整理については口頭だったので少し分かりにくいかと思うのですが、目指すべき景観の質に関しては、(1)(2)(3)がおおよそ該当するだろうと思っています。

景観づくりの進め方については、(5)が該当しそうだと思います。景観と市民や市民生活に関しては、私は実は(4)が該当するのではないかと思っています。先程少し議論が白熱しましたが、(4)の経済的な活力の部分が、(4)にももちろん書いてありますが、色々な論点のところで、市民の健康であるとか、あるいは市民の活動と景観の関係性であるとか、そういうところが書いてありますて、私はそちらの方が気になりました。つまり(4)で言おうとしているのは、景観を単に整えるとか、あるいは資産として考えるということ以上に、それらが守られると、市民生活にとって何がもたらされるのか、あるいはウェルビーイングという言い方でも良いのですが、市民目線の景観のとらえ返しが何かが(4)に書いてあります。経済についても、経済と言ってしまえば経済なのですが、それが動くことによって市民生活がどうなるのか、ということが書いてあるのだと思えば、(4)に関してはそのように捉え直すと言いますか、そのように書いていただくと、違和感なくこの中にに入るのかなと思いました。いずれにしても、私からのポイントは、この基本方針の1～4と(1)～(5)の関係が少し入り組んでいるので、整理されてはどうかなという提案です。

門内委員長	<p>ありがとうございます。実際には最終答申の草案には方針1の(1)～(5)が書かれていて、方針の2～4は後で「景観計画」をまとめると組み込まれたものです。方針の2は、京都では景観づくりやまちづくりの活動がずっと伝統的に続いている、そういう人たちの力を良好な景観形成に活かさなければならぬというところで入っています。方針の3は、景観政策は表層の形だけの政策ではなく、人間が健康であればその表れとして美しい景観が現れてくるように、産業や観光の問題などを含むさまざまな政策を総合して取り組まなければ、良好な景観形成はできないのではないかといった議論があり、その辺りのことを方針の3に入れています。方針の4に関しては、最初から完全な政策をつくることはできないので、計画論としては少しずつ進化させていくインクレメンタリズムでやりましょうというものです。方針の2、3、4は方針1を実現するための方法として取り入れられたというふうに記憶をしています。また、1の(1)～(5)については、現在の目から見ると、それぞれ綺麗にまとめられてはいますが、例えば(1)については盆地景だけではなく、もっと自然生態系の深いところまで踏み込んで考えること、(4)についても経済そのものの根本的な考え方から考えていくことなど、より深く検討していく必要があると思っています。</p> <p>そういう意味では、方針1～4は大きなフレームワークとして考えているもので、方針の言葉や数も変わるかもしれません。基本計画を維持することを決めているわけではありませんので、現代の時代に合うような形で、検討をお願いできればと考えています。</p>
清水委員	一言よろしいでしょうか。
門内委員長	はい、どうぞ。
清水委員	私には(2)と(3)が連続して同じものに見えて、この違いがあまり分かりません。京都らしさと歴史は別なのだというようにお考えかもしれません、内容を見ていくと、この(3)の上に(2)があって、連続していると思うので、こういうところをくっつけていくということもあるのではないかと感じました。
門内委員長	ありがとうございます。
谷口委員	<p>経済の観点からよろしいでしょうか。基本方針1の5点目なのですが、「行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成」とありますよね。これは経済でいうところの、政府・家計・企業の3者に当たるかと思うのですが、この3者の中で家計とくに子育て世代というのは対等な力関係にならない弱い存在に思えます。</p> <p>この基本方針ができた当初は、京都市内に子育て世帯が今よりもたくさんあって、景観形成に協力できるような状況だったのかもしれません、現在子育て世帯については、京都市は特に子育て世帯が流出していく自治体の一つで、経済的に市民が苦しい立場にあり、むしろ景観形成をするときに行政や事業者などが子育て世帯が暮らしやすいような、そこに京都の景観に組み込まれるような、子供が無料で遊べるような公園であったり施設であったりそういうものを整備するような方向でこの方針を考え直した方が、現実にしっくりくるのではないかと感じました。</p>
門内委員長	ありがとうございます。当時はPPPの考え方も出てきた頃で、それに少し引っ張られた表現になっているのですが、今は新しい主体やガバナンスの形態が色々と出てき始めていますよね。様々な問題に当事者として、自分事

	としてみんなが頑張って取り組まなければならない時代が来ているので、単にPPPの仕組みだけでは説明できないと思います。
深町委員	先程、盆地景について再考することもあるというお話があったので、それに続けての意見になるのですが、やはり当初の方針は非常に大切なキーワードをうまく組み合わせているなとは思うのですが、今考えると、やはりここで言っているのは、街の中の平らなところにいて周りを見て、緑ができるだけそのままあり、街の中に緑が増えていけば、緑化していくべきというようなところが中心になっていると思いますので、先程の御意見にもありましたが、もう少し積極的に緑に関わっていくということで、きっちりと自然や緑をうまく利用したりマネジメントしていくことが、最終的に例えば生物の多様性であったり防災・減災にも通じると思います。また、盆地景というふうに言ってしまうと、やはり狭い範囲での京都市にあって、例えば鞍馬の方や中川の方など、山間部の方も都市計画の範囲にも入っていますし、景観政策というところでは非常に大切な範囲になっているので、そういう意味で限定するのではなく、もう少し京都市全体がある程度入るような形の捉え方をするのが今後は大切ではないかと思います。
門内委員長	いただいた御意見はなかなか鋭い指摘です。新景観政策では、山を建物の高さ規制の基準として、盆地の中央から山の方へ行くにしたがって建物の高さを低くするように制度設計を行っています。しかし、今思うと、自然との共生については、街中の平地の部分だけでなく、山間部を含む全域にわたってその考え方を組み込まないといけないのではないかと思います。
深町委員	そうですね。周りは山だけではなく、点々と色々な歴史ある外周の集落もあつたりします。以前、中川で北山林業の景観を文化的景観というようなことで話があったのですが、結局、景観計画であつたり、そういう景観という観点からの位置づけが全くなかったので、そういう議論が進まないということもありますが、やはり山間部の暮らしあつたり生業の景観というのをこれからどうしていくか。そこはやはり非常に自然の要素が大切になるので、そういうところも含めると、盆地景というのを部分的に使うのは良いかもしれません、全体としてはどうだろうかという部分がありました。
門内委員長	ありがとうございます。前回は景観のスケールの話題も出ていましたが、その辺りについて発言をされていた宮城委員に御意見をいただけますでしょうか。
宮城委員	ありがとうございます。盆地景に関してですが、京都盆地の景観構成においては、基本的には段階的なスケールに沿って入れ子の構造ができあがっています。入れ子というのは、つまり例えば大原もそうですし、今お話のあつた北山の辺りもそののですが、大きな盆地景の中に小さな盆地景が組みこまれている状態です。ですから、基本的に盆地景という言葉はキープした方が私は良いと思います。それが一点で、もう一点は、先程河島委員がおっしゃったことについてです。事前説明を受けたときにも申し上げたのですが、共生という語はもうこの辺りでやめた方が良いのではないかと思います。どうしてかというと、共生という概念では、自然と都市がサイドバイサイドで並置される関係が前提になっているからです。しかし実際にはそうではなくて、上下の関係にあるのではないかでしょうか。そういう意味で言うと、自然と人や都市が横並びで共生するのではなく、自然環境の仕組みを基盤として

	<p>その上に人間の営為が反映された景観が形成されるというような捉え方の方が良いのではないでしょうか。英語に <i>underlying</i> という語があります。つまり、下層に基盤を形成しているものがあって、それが自然であるということをしっかりと踏まえた上で、そこに人間の <i>intervention</i> つまり営為が働くことによって景観が生まれるという捉え方をすべきではないかと思います。これは極めて基本的なことなのですが、そのように考えると、自然環境のことは緑だけではすまないわけです。もちろん緑は大切ですが、それ以上にやはり <i>geology</i> (地質) であったり <i>hydrology</i> (水文) であったり、<i>vegetation</i> (植生) という用語のもつ意味の方が <i>green</i> (緑) よりもはるかに重要で、そういういた概念もしっかりと含めて考えたほうがよいのではないかと思います。</p> <p>また、先程門内委員長から投げかけられたことについては、私もそのように考えています。一方で(1)から(5)について、これは先程吉江委員がおっしゃったことに関連するのですが、5つが並置されており、相互の関係が分かりにくいところがあるって、構造化されていないと思います。時を超えて輝く京都の景観づくりの推進というテーマを、例えば1つの分かりやすいダイヤグラムで示すべきではないかと感じました。そこまで突っ込んで検討していくかされると良いのではないかと思っています。</p> <p>方針1の(1)については先程お話ししたとおりです。(5)についてはPPPが話題になっていましたが、本当にPPPを定義も含めてちゃんと理解しておられるのでしょうか。PPPは官民連携ではなく公民連携ですので、その違いをしっかりとおさえておく必要があります。京都の場合は、行政と市民、事業者、さらにそこに景観整備機構が加わった4つの象限の構成になっていて、それらが相互に絡み合っているような構図になっていたかと思います。私はこれらに構造的なヒエラルキーがあると思っており、それを前提にしないとうまく機能しないのではないかと思います。前回も申し上げましたが、京都の場合は景観に関する行政の関与の仕方が非常に強いので、景観形成に関わるまちづくりのプレイヤー達の姿、つまり公を担う民の姿が見えにくいうな状態になっています。プレイヤーとしては、事業者も市民も一緒になっているはずですし、そこに中間支援組織のようなものが入り込んでいくという、こういう構造の中でPPPを捉えた方が良いのではないかと思いました。(5)についてはこれまでのような仕組みではない、もう一步進化した構造が生まれてくると、京都モデルとしては非常に有効なのではないかと感じております。</p>
門内委員長	ありがとうございます。特に最後の点は、社会の基本的な仕組みにも関わっているところですので、非常に大切な御指摘だと思います。
山口委員	先程御説明いただいた基本方針(1)から(5)について、よく考えられていると思うのですが、やはり規制もしくは形成誘導を作るという視点が軸になっていると思います。これはこれまでやってきてこれからも進めなければならない主な施策なので、バージョンアップをしていくという必要性も色々あると思うのですが、これから進化を考えたときに、先程深町委員がおっしゃっていたように、町を育てるという施策の視点、これはソフト施策も含めですが、その営みの結果としての景観を育てるという、吉江委員のおっしゃったようなこともおそらくそれに関連すると思いますけれども、この視点を強化することがやはり根本的に重要なかと思っています。なので、都市の魅力

	<p>というのは人の活動や経済活動も含めて、そこが生み出す雰囲気や、緑もその人が育っていくので、それをサポートできる施策をどうやってこれから少しずつでも進めていくのかということに期待したいと思っています。そういう観点で見たときに、本日基本方針2や3は簡単にしか説明がなかったのですが、例えば参考資料1の2ページにある基本方針の2のところを読むと、営みの表れとしての景観というのもしっかりと定義されていて、これは非常に良い文章だと思って見ていました。一方で施策としては、地域景観づくり協議会制度などは展開されていますが、逆に言うとそういったところに限定されている部分がもったいないところではないかと思います。こういったものが全市的に少しずつ展開していくというのが今後望ましいのではないかと思っています。というのも、例えばパリ市などでも4年ほど前から街を美化するという景観づくりと政策を展開していますが、あれは保全区域だけではなく全域で分散的にやっています。背景には気候変動対策がありますが、景観的に質の高いところではないところもしっかりと市民を巻き込んでまちづくりをやっていっています。緑化や交流の広場なども含めて作っていこうというところや、それを参加型にするなどして担い手を育てるという視点を入れ込んでいます。これは市町の施策も当然関連しているのですが、要するに、全市的にやっていくというようなやり方を、一氣にはできませんが、少しづつ広げておられるというようなところも参考になるのではないかと思います。その時に、いわゆる今までの景観施策だと保全がベースにあり、創造と言いますが、デザイン性を高めていくということも当然あるのですが、やはりそれぞれの地域の特性をそのエリアに住んでいる住民が理解して、また目標をさらにきめ細かに育していく、それらをうまくハイブリッドしていくような仕組みを育てていくことが今後できれば良いのではないかと思ったときに、この2や3の基本方針というのは非常に鍵になってくると思います。こういったところをしっかりと育てていく、バージョンアップしていくのが重要かと感じました。</p>
門内委員長	ありがとうございます。
内藤委員	<p>私はこれまでずっと景観に関わるまちづくりのお手伝いをしてきており、30年ほど前から京町家の改修保全に関わるなど建築を仕事にしています。また、景観政策が厳しくなった頃から門内委員長にもずっと教えていただいているのですが、この新景観政策が出たときには、市民たちは戸惑いの中で、政策について批判的な、見直すべきというような会合があつたりしましたが、そんな中で色々と勉強しつつ、これを市民と一緒に考え進めていくという立場にいました。基本方針には、しっかりと網羅されて上手く表されていると思っております。入り組んでいて重層的になっており、整理されていないという御意見を聞くと、確かにそうだとも思いますが。やはり景観を作ってきたのは市民であって、そこには、その暮らし方であったり、生業、そこでしているお商売とか、それから色々な文化と共にある美意識など、そういったものを持って、1200年間にわたり京都の市民がこの町を作ってきたというプライドがおそらくあるはずで、やはりそれを大切にしなければならないと思っています。なかなかそれに気が付かないこともあるので、何が大切なことをこの基本方針の1から4までに計画として書いてあって、行政が作ってきたのではなく、市民が自分たちで作ってきたという主体がわかるように書かれていることが必要だと思います。私達もまちづくりの</p>

	<p>現場に行くと、自分たちの地域の特性は何か、何をプライドに思っているかということについて、歴史であったり代々受け継がれてきたものを見直しながら、何を引き継いでいくか、地域でプライドを持ってそれらを引き継いでいきましょうということが一番大切だと思います。方法論というのはその次にあることで、数字的な規制などはいろいろと見直しがあって絶対的なものではないと思います。根底に市民たちの暮らしがずっとあり、自分たちが守ってきたことにより、この20年間でまちは非常に綺麗になりました。</p> <p>以前の状態を知らない人からすると、水や空気のようになつてしまつて、今や当たり前に見えるのですが、20年前の写真を見ると、看板は酷いですし、様々な色の建物が建っていました。今は水のように当たり前になつていて、新しい人たちや若い人たちの視点で見直していこうといったことも大切ですが、この1200年、何をプライドに持ってきて、何を今後も大切にしていくのか。大切にしていかなければならぬけれども今の暮らしには合わないので何か変わっていくかも知れませんし、変わってしまったけれども今なら取り戻せるものもあるだろうというように、市民と一緒にそういうことを考えていく、そういうことがベースにあってほしいと思いますし、それらは結構この基本方針に現れてきているなとは思っています。ただ、御意見のあったような整理は必要で、より市民に分かりやすいものになっていくと良いなと思います。</p>
門内委員長	<p>ありがとうございます。 小原委員と榎原委員からも一言いただきたいと思います。</p>
小原委員	<p>私はあまりこういった分野に詳しくない一般市民として参加しておりますが、昨日、子供を連れて京阪電車に乗り、そこから乗り継いで比叡山まで行ってきました。そこから見渡す景色が非常に綺麗で、大原の方も見えますし、北山の方や醍醐の方、琵琶湖も見えるというところで、子供が非常に感動しておりまして、その子供の感動している姿であったり、また、その道中で風景が変わっていくところなどでも、自分の住んでいるところとは全く違うといったことを話している姿を見ると、この子たちがこれからも守っていったり作っていったりしてくれるのかなという気持ちになりますし、私は一からこうすべきだとかああすべきというところは言えないのですが、ぜひ次世代の子供たちであつたりそういった観点もどこかで取り入れられないかと思い、本日はお話を聞かせていただきました。</p>
門内委員長	ありがとうございます。
榎原委員	<p>もう十二分に議論された後に1の(4)についてコメントするのは大変恐縮な思いなのですが、経済と文化が強く繋がっており切り離せないもので、それにより京都が発展していくというお話が先程あったかと思います。経済は非常に移り変わりやすく、グローバルと結びついて、それが京都の今の価値として根付いている現代においては、経済を支えた場所、例えば今私が住んでいる団地のように、働く人が住んでいた場所であつたり、経済を支えたが見捨てられてしまった場所というのが今後どうなっていくのか、町家や古いものは分かりやすく価値として残していくべきという議論がされると思うのですが、経済に見放されてしまったものをどのように価値として扱っていくのかということについても、何か考えても良いのではないかと思いました。</p> <p>また、宮城委員や河島委員が先程おっしゃっていたような共生をやめた方が良いというのは本当にそうだなと思っているところで、私の個人的な視点</p>

	になるのですが、桂のさらに外れの大原野という地域でヨモギ畠の管理をしておりまして、管理を少しでもさぼってしまうとイノシシがどんどん降りてくるというようなことがありまして、都市が集中するに従って周辺地域の里山には自然の方からどんどん波が来ているという状況があります。もう共生どころか戦いのようになっているこの地域において、野生生物といった人間ならざる者たちとの共生、戦いをどう法律の中に組み込んでいくのかというのは、これから先を考えしていく上で、京都に限らずだと思いますが重要なのではないかと思います。
門内委員長	<p>ありがとうございます。先程子供たちのお話がありましたが、環境倫理学では「世代間倫理」が話題になっています。過去世代が作ったものを現在世代が受け取って手直し等をして、未来世代に渡していくわけで、その世代間の関係を問う視点です。例えば、京都にしても大阪にしても、明治時代に素晴らしい小学校を作っていますが、それは未来世代への贈り物だと言われます。現在世代には、過去のもので良いものは残し、悪いものは捨てて、新しいものを作つて未来の世代に渡していく責務があると思います。未来にどんな景色、風景、景観を残していくのかという視点も非常に大切ですよね。</p> <p>ありがとうございます。予定の時間を超過しているのですが、次の議事の基本方針と施策の展開状況について、もう既に議論していただいている部分もあると思いますが、事務局の方から補足的なことで説明をしていただければと思います。</p>
事務局	(資料説明)
門内委員長	<p>ありがとうございます。例えば52ページに眺望景観プロファイルと簡単に書いてありますが、ホームページにアクセスしていただくと膨大な量の寺社周辺の歴史等をまとめた資料がアップされています。他の都市では得られないような情報がたくさんアップされているのですが、みなさん意外と御存知なく、あまり見られていません。</p> <p>この20年間、景観政策を実施してきましたが、私が他の自治体に行つたときに思うのは、景観全体の様子や広告物のデザインなど、色々なものが京都市とは少し違うなと感じます。やはり、京都市で長年にわたつて景観政策を実施してきたことの効果が現れていているということも事実です。基本方針の枠組みについて、風情のお話をはじめ、もっと色々と詰めるべきだという御意見等がありまして、本当にそのとおりだと思うのですが、当時としてはこの5点に定めて施策を展開してきたことは、十分に意義があったと考えています。それがどこまでできたのか。また、今後、変更を加えたり、バージョンアップしたりしても良いと思います。これまでやってきた成果を見ながら、それをどういう形でバージョンアップしていくのかについて、議論していきたいと思います。京都市では景観に関する情報がすごい密度でネットに公開されています。例えばある地域を調べるとその場所にはどんな規制がかかっているかを一望できるようになつたりします。そういうこともよく見ながら、しっかり議論をしていきたいと思っています。</p> <p>本日は、冒頭で私が答申の起草委員会のメンバーで残っている1人だという話をしたので、様々な御意見を私が受ける形になりましたが、御指摘は非常に大切なことです。現在になって改めて分かったことというのも結構あると思います。例えば自然の問題などですが、2008年に世界の人口の50%以上が都市部に住み始め、2050年には約70%の人が都市部に住む</p>

	<p>だろうと言われており、都市に人口が集中する時代が始まっています。そうすると、都市の中に自然を再生することが求められる状況になっています。大阪でも風の道の計画が策定されていますし、京都でも坪庭や奥庭を作ってきたのですが、そういった自然生態系が建物の中に入ってくるような景観づくりを推進していく必要があると思います。最終的には、我々の新しい考え方、新景観政策のセカンドバージョンを象徴するような政策を議論できると良いと考えています。新景観政策を開始した当時は、どんどん景観破壊が進んでいく状況を緊急的に止めようとしたところがありました。また、それぞれの場所の意味まで深めていないところもありましたので、意味論的な次元まで考えていく必要があると考えています。そのためには、必ずそこに住んでいる人たちの参加が必要で、上からのまちづくりだけではなく、下からのまちづくりを行い、景観育てなどをいかなければならぬ、そういう時代が今ようやくきているのではないかと思っています。皆さんと一緒に景観政策の新しいバージョンを考えいくために、グリーンリカバリーの問題、タクティカルアーバニズムの問題などの新しい考え方を組み込みながら新しい政策を打ち出していきたいと思います。</p> <p>本日は活発に御意見を色々といただけて良かったと思っております。決して5つの方針を変更しないというわけではなく、それぞれの方針をバージョンアップしたり、必要に応じて組み替えをしたりしていかなければならぬということを感じた次第でございます。</p>
清水委員	私も京都市がこれまでやってきた景観政策というのは、非常に魅力的なものが多いと思っています。他の都市に行くと、「これやっていないですか」というところばかりです。本日は馴染だなという話ばかりでしたが、それに負けず、まずはこれまでやってきたことの共有を早い段階でしなければならないと思います。遠慮せずにすごいことをやっているというアピールをした方が良いかと思います。
門内委員長	<p>ありがとうございます。以前、私が『建築ジャーナル』という雑誌の2022年2月号に「京都の景観政策の進化と建築・景観デザインの展望」という7ページの記事を書きました。ここで景観政策の歴史について全てまとめましたので、後で皆さんに共有していただけると良いかと思います。</p> <p>これまで様々なことをやってきているのですが、現代の目から見るともう少し見えてきたこともあるので、単に守るだけでなく、これから美しい景観を作っていくという方向で考えていく必要があると思います。美しい景観や魅力的な環境があると、そこに人が集まってきます。色々な人が集まってくれるということは人材の集積が起こり、その中でイノベーションが起こつてくるということになります。そういう形で景観や環境は新しい経済を作っていく基盤としてあるのだという考え方を持っていますので、ぜひバージョンアップした景観政策を創り出していければと思っております。</p>
深町委員	先程守るというお話をありがとうございましたが、森があるといったことが前提になっていることでの課題が非常に大きすぎるので、大きな話にはなるのですが、いつも緑があるのではなく、伐採した場所や装置があつたりなど、そういう景観が本来は生きている景観であるとしていくためには、おそらく風致地区であつたり古都法等の考え方と言いますか運用の仕方を変えなければ、まさに現在強制できていないので、かなり積極的にそれを資源で循環的に使うと

	いったところまでいく方が本当の景観になるのではないかというところで、問題提起だけさせていただけばと思います。
門内委員長	<p>やはり新しい意味、広い意味での生態系や生命の原理みたいなものがまちづくりや景観づくりの基本になっていきますし、その辺りについてもしっかりとと考えていきたいと考えています。</p> <p>それでは、色々と議論は尽きないのですが、事務局の方から今後のスケジュール等について説明していただけますか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。54ページに今後のスケジュールを記載しております。本日第2回の会議をさせていただいて、今年度後半からは、先程少し説明をさせていただきました資料2などをもとに、順次細かい議論などをさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、今後の第3回目以降は、基本方針1の5つの考え方をベースに議論を深めていただく予定なのですが、より濃密に御議論いただくために少人数の部会を設置して、その部会で議論を進めてはどうかと考えております。一定の段階で、部会での検討結果を全体会に御報告させていただき、その報告に基づいてまた御審議いただくというようなスタイルを検討してございます。また、部会の議論の際にはテーマに応じて部会構成員でない御専門の委員にも随時御出席いただいて御意見を頂戴する形で進めてまいりたいと考えておりますが、この点について、皆様何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それでは部会の構成員につきましては、門内委員長と御相談させていただいた上で、京都市景観政策検討委員会規則に基づき、委員長から指名いただきたいと思います。部会構成員の指名の結果につきましては、資料にして、皆様に共有させていただきます。</p>
門内委員長	規則上、部会の構成員は委員長が指名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。よろしくお願ひします。
事務局	<p>次回の委員会は、部会を設置した上で11月頃に開催する予定です。また、次回の全体会の時期につきましても、部会構成員の指名の結果をお伝えするタイミングで皆様に共有させていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の委員会は終了させていただきます。長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。</p>